~ 市内公衆浴場営業者・旅館業営業者の皆様へ ~

公衆浴場条例・旅館業条例が改正されました (レジオネラ症防止に関する規定) 令和2年7月1日施行

金沢市では、国の「公衆浴場における衛生等管理要領」等の改正を受け、 浴室に起因するレジオネラ症の発生を防止するため、関係条例を改正いたし ました。

市内公衆浴場営業者の皆様、並びに大浴場等を有する旅館業施設の営業者の皆様におかれましては、条例改正の内容をご理解いただき、ご対応をお願いいたします。



◆◆ 条例改正の内容 ◆◆

(1) 構造設備に関すること

① 浴室の附帯設備について、設備基準を追加しました。

※ 新規許可施設と施行日以降 に施設の改築や大修繕を行 う既存施設に適用します。

配管	• 内部の浴槽水が完全に排水できる構造	
気泡発生装置等	・点検、清掃、排水ができる構造	
水位計配管	・配管内の洗浄、消毒ができる構造	
調節箱	・点検、清掃、消毒ができる構造	
貯湯槽	・湯温を通常の使用状態で60℃以上かつ最大使用時で55℃以上 に保持でき(これにより難い場合は消毒装置を備えること)、 内部の湯水が完全に排水できる構造	

(2) 衛生管理に関すること

※ 必要な管理と頻度は、 これまでと変わりません。

① ろ過器や循環配管の管理について、明確に記載しました。

ろ過器の 逆洗浄	週1回以上行うこと
ろ過器と循環配管の 消毒	高濃度塩素等により、週1回以上行うこと
ろ過器と循環配管の 生物膜除去	適切な方法により <mark>年1回</mark> 程度行うこと

裏面に続きます



お問合せ 金沢市保健所 衛生指導課

920 - 8533 金沢市西念3丁目4番25号 TEL 234-5114 MAIL eishi@citv.kanazawa.lg.ip ★ 国の要領や条例については、 市ホームページをご覧下さい。 右記QRコードからもご覧に なれます。



(2) 衛生管理に関すること(続き)

② 浴室の付帯設備について、管理基準を追加します。

気泡発生装置等	◎ 連日使用する浴槽水を用いない・内部に生物膜が形成されないよう清掃消毒する	
水位計配管	・内部に生物膜が形成されないよう消毒する	
貯湯槽	・湯温を通常の使用状態で60℃以上かつ最大使用時で55℃以上に保持する(これにより難い場合は湯水を消毒する) ・槽内の生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃消毒する	
調節箱	・内部の生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃消毒する	
シャワー	• 定期的に通水、清掃や消毒を行うなど、適切に管理する	
屋外の浴槽	・浴槽に植栽等の土が入り込まないよう、適切に管理する	

(3) 浴槽水に関すること

① 浴槽水の残留塩素濃度基準値の変更

使用薬剤	改正前	改正後
遊離残留塩素	0.2ppm以上0.4ppm以下に保つ	0.4 ppm 以上に保つ
世配戏笛	1ppm を超えないよう努める	1ppm を超えないよう努める
結合残留塩素 (モノクロラミン)	記載なし	3.0 ppm以上 に保つ

② 浴槽水の水質基準の変更

※ 水質検査結果は測定の日から 3年間保存することとします。

	改正前	改正後
1	濁度 5度以下	変更なし
2	過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L以下	過マンガン酸カリウム消費量25mg/L以下 又は全有機炭素(TOC) 8 mg/L以下
3	大腸菌群 1個/mL 以下	変更なし
4	レジオネラ属菌 検出されない	変更なし

★★ (参考)モノクロラミンとは ★★

- 結合塩素の一種で、水道水の消毒にも使用されています。
- アルカリ泉においても濃度が安定し、消毒効果が持続することから、 各地の温泉への導入が進んでいます。
- 臭気や皮膚刺激性が少ない、温泉や薬湯の色が退色しにくい、バイオフィルム生成を抑止するなどの利点は多くありますが、用時調整をするための専用装置が必要になります。

